

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百九十の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表三百九十の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表三百九十五の六の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表三百九十五の七の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年五月三十一日から施行する。